

第4期酒田市地域福祉計画進捗状況									
基本目標	施策No.	推進施策	目標の実現に向けた取り組み	具体的取り組み（計画記載）	所管課	関係課・機関	事業の実施状況	成果	課題
Ⅰ 共に支え合い、地域が「つながる」まち	1	地域で支え合うしくみづくり	（1）生活課題の発見、共有、協働の仕組みづくり	① 生活課題の発見、共有、協働の仕組みづくり ○地域の生活課題の解決に向けて、地域計画（地域ビジョン）の策定を入口とし、地域の課題や実情に合わせて、支援関係団体や市担当部署間で調整を図り、分野を超えたチームとして推進し、生活課題解決の協働の実践のため、継続して地域を支援します。	地域福祉課	市社会福祉協議会 地域	○市まちづくり推進課が進める地域計画（ビジョン）の策定会議に市地域福祉課及び市社協のＣＳＷ（コミュニティソーシャルワーカー）などが参加。ワークショップや研修会等の開催、計画策定に協力、支援した。7年度協力地域：浜田、東陽	○地域の将来像や課題を地域住民自らが考える機会となり、地域活動への関心や主体的な取組への理解を深めることにつながった。また住民、まちづくり担当課、地域福祉課、社協ＣＳＷ等と一緒に話し合う機会を設けることで、地域の現状や課題について共通認識を持つことができた。	○計画策定を契機として把握された地域課題の解決に向け、地域の主体的な取組が継続されるよう、関係機関と連携した伴走支援や実践につなげる仕組みづくりが必要である。
			（2）多様な主体による生活支援や居場所づくり	① 総合事業の推進 ○令和7年度までに、住民主体の居場所づくりである通所型サービスＢの体制を市内全域36か所に構築し、生活支援が必要な方に対して効果的な支援を実施します。	高齢者支援課	市地域包括支援センター 地域	○総合事業Ｂ型未実施のコミュニティ振興会に対して、地域ケア会議の場等の機会において、地域包括支援センターや生活支援コーディネーターと連携し説明会等を実施。令和7年度は2団体が新規開始し、合計28団体となっている。	○身近な場所で住民主体の継続的な活動となっており、介護予防や生活支援の一助となっている。	○Ｂ型の枠組みに捉われのない活動も増えてきており、Ｂ型の立ち上げ促進とともに、各地域の実情に応じた取組実施に向けた検討を継続する。
				① 総合事業の推進 ○住み慣れた地域でいつまでも元気に暮らすことができるよう、地域が自主的に実施する介護予防事業に対し助成するとともに、助成終了後も活動が継続できるよう支援を行います。	高齢者支援課	市地域包括支援センター 地域	○しゃんしゃん元気づくり事業として自治会等で自主的に実施する介護予防事業に対し助成した。助成が終了した後も集まりを継続できるよう、講師派遣事業やいきいき百歳体操等の介護予防のツールを紹介するなど継続的な支援を実施した。	○自治会単位等で自主的に実施する介護予防事業の新規立ち上げや継続できる体制づくりにつながった。	○最大5年間利用できる助成が終了した団体が、助成が終了した後も介護予防や閉じこもり防止を行う団体として活動が継続できるよう、講師派遣事業や出前講座の活用等を進めていく必要がある。
				② 生活支援体制の整備 ○市と地域包括支援センターに生活支援コーディネーターを配置し、関係者のネットワークの構築や地域における生活支援等の提供体制の整備に向けた取り組み等を推進するとともに、企業、事業所、団体等から幅広く高齢者の活動の場を募り、活動意欲の高い高齢者への情報提供を行います。	高齢者支援課	市社会福祉協議会 企業、団体等 地域包括支援センター	○高齢者支援課（1層）と各地域包括支援センター（2層）に生活支援コーディネーターを配置。地域における生活支援の体制整備にあたっては、地域づくりの視点で、総合事業Ｂ型の支援をはじめ、地域のネットワークの構築や地域における住民主体の助け合いの体制整備についても支援している。その他、生活支援体制整備協議会を設置し、「配食・買い物」「移動」「居場所・通いの場」「軽度生活支援」の4項目を大きな課題として協議を行っている。高齢者の生活に役立つ様々な情報をまとめた「社会資源ファイルおたすけガイドブック」を作成し、毎年情報を更新している。活動意欲の高い高齢者ボランティアと団体をマッチングする人材バンクの活動も開始している。	○少しずつではあるが、地域における住民主体の助け合いの体制整備が進んでいる。	○地域における生活支援の体制整備にあたっては、生活支援コーディネーターが地域のネットワークの構築を進めることと、地域における住民主体の助け合いの体制整備が必要となっている。また、住民主体の助け合いや生活支援などのサービスを実施するにあたっては、担い手不足が地域課題となっている。
				③ 支え合いの除雪体制づくり ○自治会等の地域団体や企業等の除雪協力員登録を促し、より多くの協力員を確保するとともに、地域での支え合いの新たな体制づくりを検討します。	地域福祉課	市企業、団体等 地域	○協力団体数は令和5年度15団体から令和7年度21団体へ増加した。また、協力者と有償ボランティアのマッチング不能による制度利用不能者が令和5年度47人から令和6年度16人、令和7年度17人へと大幅の減少した。企業や地域団体等の協力団体による継続的な支援活動により、除雪支援体制の強化が図られ、支援を必要とする方へのサービス提供につながった。令和7年度の協力団体の内訳は、企業8団体、地区有志12団体、学生有志1団体となっている。	○企業、地区有志、学生など多様な主体の参画により、多くの高齢者等の冬期間における生活の安全確保や不安軽減につながった。	○利用希望者は年々増加傾向にある中、協力者を確保できないこともあり、地域によって需給の偏りが生じている。また、市内に親族がいる場合や一時的な身体状況の変化による申請など、登録基準の判断が難しいケースが増えており、対象者要件の整理が必要となっている。 ○今後も継続的に事業を実施していくためには、協力者の確保・育成とともに、利用対象者の基準や運用方法について検討する必要がある。
			（3）学区・地区社会福祉協議会による地域活動の推進	① 新・草の根事業の充実 ○学区・地区社会福祉協議会が主体となって実施している「新・草の根事業」が、今後包括的な支援体制整備を進める上で、参加支援、地域づくり支援としての中核的な役割を発揮できるよう見直しを行い、事業の充実を図ります。あわせて、より多くの参加・協力を得られるよう事業の周知を図ります。	社会福祉協議会	社会福祉協議会 地域	○地域福祉推進の基礎組織であり、事業活動の基本単位である36学区・地区社協とともに、本市独自の地域福祉活動である新・草の根事業6事業（学区・地区社協運営事業、見守りネットワーク支援事業、合同研修事業、ふれあい給食事業、地域あんしん事業、地域交流サロン事業）に取り組んだ。物価高騰の状況を踏まえ、ふれあい給食の補助単価を段階的に一食400円から600円へ引き上げるなど、財政支援（補助金）の改善を行った。また、事業内容やあり方について内部での検討を継続した。	○物価高騰に対応したふれあい給食の補助単価の引き上げにより、給食事業の継続的な実施を支えることができた。また、地域交流サロンの開催回数は計画期間中に一貫して増加し、令和4年度の1,763回から令和7年度には2,757回へと大幅に伸びており、住民が気軽に集い交流できる場が着実に広がった。	○包括的な支援体制における参加支援・地域づくり支援の中核的役割を発揮できるよう事業内容やあり方を見直すという目標については、内部での検討にとどまっている。新・草の根事業の活用と見直しについて、委託先である市社協と協議を進めながら、次期計画期間における事業の位置づけや内容の具体的な再編を図ることが必要。
	2	地域福祉の拠点づくり	（1）コミュニティ振興会による地域づくり活動の推進	① 地域計画（地域ビジョン）の策定 ○地域の課題を解決し、地域の将来のありたい姿を描くため、地域計画（地域ビジョン）の策定に取り組むコミュニティ振興会に対して継続して支援します。	まちづくり推進課	市地域	○交付金による支援に加え、ワークショップ運営への市職員などによる人的な支援を行った。	○令和6年度、7年度は港南と東陽の2つのコミュニティ振興会で新たに地域計画の策定に取り組んだ。また、すでに策定完成した地域が計画の実行に移行した。	○地域計画策定に取り組むコミュニティ振興会が増え、地域住民自らが主体となった取り組みの必要性は認識されてきているものの、まだ策定していない地区では、「計画を策定する体制、人材がない、手法がわからない」などの意見もあることから、交付金による支援に加え、ワークショップ運営への市職員などによる人的な支援を充実させていく必要がある。
			（2）自治会活動の推進	① 自治会内の交流事業の推進 ○自治会の運営・活動内容等について、必要に応じて市が助言を行います。また、自治会集会施設の整備にかかる補助金等の支援を継続し、自治会内の交流事業を推進します。	まちづくり推進課	市地域	○自治会から相談等があった場合は、助言等を行った。また、自治会集会施設の整備にかかる補助金を継続し、活動を支援した。	○自治会活動の促進が図られるとともに、地域コミュニティの拠点施設を整備することで、安全で安心な施設利用ができるようになった	○自治会集会施設の整備にかかる補助金については、予算額に限られているため、申請があった全ての自治会に補助できていない。市全体で約450自治会があり、今後、多くの自治会館の老朽化が進んでいくにつれ、修繕、改修、住宅福祉機器に加え、新築の要望が増加していくことが懸念される。

第4期酒田市地域福祉計画進捗状況									
基本目標	施策No.	推進施策	目標の実現に向けた取り組み	具体的取り組み（計画記載）	所管課	関係課・機関	事業の実施状況	成果	課題
Ⅰ 共に支え合い、地域が「つながる」まち	2	地域福祉の拠点づくり	(3) ボランティア、公益活動団体等との協働によるまちづくり	① 公益活動への支援 ○住民自身が地域の抱える課題に問題意識を持ち、自発的にボランティア活動や公益活動に取り組めるよう支援するとともに、市とボランティア団体等が協働し、公益活動の推進に取り組みます。	共生社会課	市 社会福祉協議会 関係機関 地域	○引き続き公益活動支援補助金および公益活動団体協働提案負担金を交付するとともに、人件費の一部を補助対象にするなどの制度の見直しを実施し、より活用される制度となるよう見直しを図った。	○令和7年度は公益活動支援補助金を2団体、公益活動団体協働提案負担金を2団体に交付し、ボランティア・公益活動団体による活動を支援した。	○公益活動支援補助金の申請件数が依然として少なく、改善が必要。
				② ボランティアの担い手育成 ○ボランティア・公益活動センター「ボラポートさかた」の運営を通して、ボランティア・公益活動に関する情報発信と、ボランティアのニーズと受入先のボランティア団体等とのコーディネートをしします。また、ボランティアの体験事業や東北公益文科大学との連携を通じ、若い世代への働きかけに取り組みます。	共生社会課	市 社会福祉協議会 関係機関 地域	○ボラポートさかたによりHPやSNS、メール、ボラポートさかた通信等で情報発信し、相談があった際の活動のコーディネートや、活動を始め個人や団体等の支援に取り組んだ。また、夏のボランティア体験や東北公益文科大学の地域共創センターと連携し、高校生、大学生等の若い世代によるボランティア・公益活動への参加を促進した。	○ボランティアや公益活動に関する情報を周知できた。また、ボランティアをはじめたい相談者の意向を丁寧に聞き出し、適切な団体を紹介をしたことで、市民によるボランティア活動が促進された。さらに、夏のボランティア体験により、多くの高校生や大学生等の若い世代がボランティア活動に参加した。	○より多くの市民に情報を発信し、ボランティアや公益活動の啓発や参加促進に努める必要がある。
	3	災害等に備えた支援体制の構築	(1) 災害時要援護者等への避難の支援	① 個別避難計画の作成 ○災害時避難の支援対象とする方を的確に把握し、地域や県・市の防災担当部署等の関係機関と協議を重ね、支援者や避難所、避難経路等を確認し、実際の災害時に十分に活用される個別避難計画の策定を進めます。	地域福祉課	市 社会福祉協議会 関係機関 地域	○従来の災害時要援護者台帳から、個別避難計画の様式に移行し、令和8年度本格的に運用を開始する。市社協の見守りネットワーク支援についても作成時の負担軽減を図るため一体的な運用とする。福祉専門職作成の周知も回り、専門職から3件の登録があった。	○要支援者について、地域住民や関係機関との情報共有が図られるとともに、計画策定を通して要支援者本人の防災意識向上にも寄与している。 ○個別避難計画となって項目が充実したことで、より詳細な情報を共有できるようになった。	○登録者の状況変化に応じた継続的な更新や、個別避難計画の実行性向上が課題となっている。また、高齢化や単身世帯の増加に伴い支援を必要とする方の増加が見込まれる中、地域における支え合い体制の維持や、関係機関とのさらなる連携強化が求められている。
				① 個別避難計画の作成 ○平常時からの見守りによる情報収集や訓練、個別避難計画策定を通して、災害時や緊急時の対応能力を高め、地域ぐるみで避難を支援する体制づくりを進めます。	地域福祉課	市 社会福祉協議会 関係機関 地域	○見守りネットワーク支援台帳と個別避難計画の様式を一体化することにより、手続き先を市地域福祉課に統一し、手続きに係る地域の負担軽減を図った。	○地域住民や関係機関との情報共有が図られ、平時からの見守りや災害時の避難支援体制の構築につながっている。	○計画策定には本人同意が必須であり、手上げ方式での策定であるため、支援が必要なケースでも策定が進まない場合がある。
				② 福祉避難所等の整備 ○本人の特性のため、指定された通常の避難所での生活が困難な方も安心して避難生活ができるよう、福祉避難所の整備を進めていきます。また、新型コロナウイルスなどの感染症の感染予防のため、体調不良者を隔離できるようなスペースを確保するよう、指定された福祉避難所施設と協議します。	危機管理課	市 地域包括支援センター 福祉事業所 地域	○福祉部門と協働し、制定された通常の避難所での生活が困難な方が安心して避難生活が出来るよう、関係施設との情報共有や受入体制に関する協議・調整を行った。 ○令和6年7月の大雨災害時には福祉避難所を開設し、要配慮者の受入れを行うことで、避難者の心身の状況に配慮した安全・安心な避難生活の確保につながった。	○福祉部門と協働し、制定された通常の避難所での生活が困難な方が安心して避難生活が出来るよう、福祉避難所の開設・運営に係る関係施設との連携強化や受入体制の確認を図ることができた。	○特別養護老人ホームや短期入所施設などの社会保険や社会福祉制度での緊急入所等の受入れを行ったうえで、福祉避難所利用者のスペース確保をすること。
				② 福祉避難所等の整備 ○災害後の生活が安定するまで、一時的な入院や入所を含め、要支援者の安定した生活を確保する方法を関係機関等と協議します。	危機管理課	市 地域包括支援センター 福祉事業所 地域	○福祉部門と協働し、制定された通常の避難所での生活が困難な方が安心して避難生活が出来るよう、関係施設との情報共有や受入体制に関する協議・調整を行った。	○福祉部門と協働し、制定された通常の避難所での生活が困難な方が安心して避難生活が出来るよう、福祉避難所の開設・運営に係る関係施設との連携強化や受入体制の確認を図ることができた。	○特別養護老人ホームや短期入所施設などの社会保険や社会福祉制度での緊急入所等の受入れを行ったうえで、福祉避難所利用者のスペース確保をすること。
			(2) 地域での見守り体制の充実	①高齢者等の見守り体制の充実（見守りネットワーク） ○学区・地区社会福祉協議会が取り組む「見守りネットワーク事業（新・草の根事業）」を推進し、見守りに関する各種施策と連携を図ります。	社会福祉協議会	社会福祉協議会 地域包括支援センター 地域	○学区・地区社協が取り組む見守りネットワーク事業を推進するため、見守り事業の手引きを作成するとともに、地域での孤立を防ぎ高齢者に限らない幅広い世代を対象とする見守りを目指した研修会を開催した。また、市が進める「個別避難計画」（旧：災害時要援護者台帳）と市社協が管理する見守りネットワーク支援台帳の関係整理と様式統一に向けた市との協議を重ねた。あわせて、学区・地区社協の合同研修会に継続的に出席し、各種施策との連携について各地区の実情に即した支援を行った。	○市と市社協で協議を重ねた結果、令和8年度より「個別避難計画」と見守りネットワーク支援台帳を同一様式で統一運用することが決定した。これにより、平時の見守り活動と災害時の避難支援が一体的に機能する体制整備が大きく前進し、各種施策との連携基盤が整った。	○見守りネットワーク対象者数は令和4年度の1,708人から令和7年度には1,373人へ、福祉隣組数も1,387人から988人へと計画期間中に継続的に減少している。制度的な体制整備が進む一方で、見守りの実態的な広がりという点では課題が残っており、担い手の確保とネットワークの維持・拡充に向けた取り組みが引き続き求められる。
				①高齢者等の見守り体制の充実（見守りネットワーク） ○民生委員・児童委員や自治会長と協力して見守り活動を推進する福祉協力員の確保と活動の支援に努めます。	社会福祉協議会	社会福祉協議会 地域包括支援センター 地域	○福祉協力員の手引きを改善・更新し、見守り活動や福祉協力員の役割の明確化を図った。地域での孤立を防ぎ高齢者に限らない幅広い世代を対象とする見守りを目指した研修会の開催や、各地域での合同研修事業を通じて福祉協力員の活動を広く周知した。また、改選期には孤独・孤立に関する知識を学ぶ「つながりサポーター養成講座」を含む研修会を開催し、143名の福祉協力員が参加した。地区担当職員が学区・地区社協の合同研修会等に継続的に出席し、民生委員・児童委員や自治会長と連携しながら活動支援に努めた。	○手引きの整備や研修会の開催を通じて、福祉協力員の役割理解と資質向上を図るとともに、活動意欲の醸成につなげることができた。また、高齢者に限らない幅広い世代を対象とした見守りの視点を取り入れた研修を実施したことで、見守り活動の広がりに向けた意識づくりを進めることができた。	○福祉協力員の人数は令和4年度の514人から令和7年度には459人へと計画期間中に減少しており、担い手確保の難しさが続いている。活動を継続的に推進していくためには、現在の協力員への支援を充実させるとともに、新たな担い手の発掘・確保に向けた取り組みをさらに強化していく必要がある。
			(2) 地域での見守り体制の充実	② 孤立・孤独死への対応 ○一人暮らし世帯等の異変を察知しやすい電気、水道、ガス、郵便、新聞配達事業者等の民間事業者との連絡体制の充実と、警察や消防等の関係機関との連携の充実を図るとともに、新たなＩＴ技術を活用した、より効果的な異変察知システムの導入に向けた検討を行います。	地域福祉課	市 社会福祉協議会 地域包括支援センター 医療機関 関係機関 地域	○協力協定を締結している事業者団体や関係機関との連携を継続するとともに、事業者や地域住民等から寄せられた情報をもとに、安否確認や必要な支援につなげる対応を行った。	○協力協定を締結している事業者団体や関係機関との連携により、一人暮らし高齢者等の異変を早期に把握し、早期対応につなげることができた。	○水道、ガス、電気事業者等のインフラ事業者との連携や、ＩＴを活用した見守り体制の構築には至っておらず、孤立・孤独の早期発見に向けた見守りネットワークのさらなる充実が課題となっている。

第4期酒田市地域福祉計画進捗状況									
基本目標	施策 No.	推進施策	目標の実現に向けた 取り組み	具体的取り組み（計画記載）	所管課	関係課・機関	事業の実施状況	成果	課題
Ⅰ 共に支え合い、 地域が「つながる」まち	3	災害等に備えた 支援体制の構築	（2）地域での見守り 体制の充実	② 孤立・孤独死への対応 ○一人暮らし世帯等の異変を察知しやすい電気、水道、ガス、郵便、新聞配達事業者等の民間事業者との連絡体制の充実と、警察や消防等の関係機関との連携の充実を図るとともに、新たなＩＴ技術を活用した、より効果的な異変察知システムの導入に向けた検討を行います。	高齢者支援課	市 社会福祉協議会 地域包括支援センター 医療機関 関係機関 地域	○在宅安心相談コール事業を実施し、高齢者の健康等に関する相談及び家庭内の事故等の発生に際して迅速に対応できるよう、対象者宅に緊急通報及び健康相談等をするための機器を設置した。固定電話を使用していない高齢者が増えているため、携帯型機器を令和７年度より導入した。	○令和７年度の利用状況は、４月当初の利用登録件数は25件、新規登録件数は３件、廃止件数は３件であり、利用者の変動はあるもの、単身高齢者は今後も増加が見込まれており、継続して利用はあると思われる。	○申請時に、利用者の状況確認等に協力いただく協力者２人（できるだけ近隣の方）の登録をお願いしているが、協力者を確保することが難しい利用者が増加している。
				② 孤立・孤独死への対応 ○地域包括ケアシステムが一層円滑に機能するよう、医療・介護・予防・住まい・生活支援の各関係機関がより緊密な連携体制を構築します。	高齢者支援課	市 社会福祉協議会 地域包括支援センター 医療機関 関係機関 地域	○地域包括支援センターを中心に、医療機関、介護事業所、民生委員・児童委員、社会福祉協議会及び行政関係部署等との連携を図り、地域ケア会議や個別ケース会議を通じて支援が必要な方への対応を行った。 ○被災者生活再建・地域支え合いセンターでは、市と情報共有し、見守り支援や定期訪問等を通じて被災者の生活状況の把握に努めるとともに、被災後の生活再建や心身の不調、孤立など様々な課題を抱える世帯に対し、関係機関と連携しながら必要な支援を実施した。	○医療・介護・福祉関係者間の情報共有と連携が進み、支援が必要な方を早期に把握し、適切な支援につなげる体制の強化が図られた。	○複雑化・複合化する課題に対応するため、さらなる多職種連携と情報共有の充実が必要である。
			（3）地域の防犯体制 の充実	① 防犯体制の整備促進 ○犯罪の起きにくい地域づくりに向けて、住民等による自主的な防犯活動を活発化し、警察等の関係機関と連携しながら、犯罪のない安全で安心な地域づくりを推進します。	まちづくり推進課	市 関係機関 地域	○安全で安心できる地域づくりのため、酒田警察署や各地域防犯協会と連携を取りながら推進活動に取り組んだ。	○本市の令和7年の刑法犯認知件数は、200件で、前年比12件の減となった。	○各地域防犯協会の活動の活性化や役員の成り手不足が課題である。
				① 防犯体制の整備促進 ○自動車に青色回転灯を装備し防犯のために自主的に行う青色防犯パトロールや、明るいやまがた夏の安全県民運動等の地域安全運動への参加を促進するとともに、ホームページ、SNS、るるんバス広告、FM放送等を利用した防犯広報活動に取り組みます。	まちづくり推進課	市 関係機関 地域	○青色防犯パトロール研修会を実施した。また、各季の県民運動等への参加を促進した。	○青色防犯パトロール研修会を2回実施し、登録者は249人となった。また、各種行事により、防犯意識の高揚を図ることができた。	○各地域の交通安全協会や防犯協会の活動の活性化や役員の成り手不足が課題である。
				① 防犯体制の整備促進 ○住民一人ひとりがしっかり施錠するなど、犯罪を起こしにくい状況を作ることと犯罪発生の予防に努めるよう、意識づけを進めていきます。	まちづくり推進課	市 関係機関 地域	○安全で安心できる地域づくりのため、酒田警察署や各地域防犯協会と連携を取りながら啓発活動に取り組んだ。	○本市の令和7年の刑法犯認知件数は、200件で、前年比12件の減となった。	○各地域防犯協会の活動の活性化や役員の成り手不足が課題である。
				② 消費者トラブルの防止 ○老人クラブや介護事業所、学区・地区社協合同会議等で、警察や消費相談関係機関等の協力を得て消費出前講座を開催し、消費者被害の防止と対応等の啓発活動とともに、被害に遭った場合の相談先としての「酒田市消費生活センター」の認知度の向上に一層努めます。	まちづくり推進課	市 関係機関 地域	○広報やラジオ等による啓発や消費生活出前講座の開催により、一定程度の周知は図られた。	○広報やラジオでの啓発活動を述べ4回実施した。また、出前講座は、38回実施し、消費者被害防止の啓発ができた。	○啓発活動を随時行っており、一定程度の周知は図られている。
Ⅱ 誰もが安心して る、福祉が「つながる」まち	4	地域で安心して 生活するための 支援	（1）総合的な支援体制の構築	① 福祉相談体制の充実と連携強化 ○ひきこもり状態にある方やその家族等からの相談を受ける相談体制を構築し、多様化・複雑化し広範囲の分野に関係する困りごとや相談に、庁内外の関係者が連携しながら対応する仕組みを検討します。相談にあたっては、自立相談支援事業を受託する市社会福祉協議会や地域包括支援センター及び庁内関係部局、ひきこもり相談支援機関や団体が連携し、適切な相談支援を推進します。	地域福祉課	市 社会福祉協議会 地域包括支援センター 関係機関	○引き続き福祉総合相談窓口において相談支援を実施するとともに、ひきこもりに関する随時相談及び毎月の相談会を継続して開催した。また、ひきこもり支援団体への補助を継続し、地域における支援体制の充実を図るとともに、関係機関向けの実態調査を実施した。	○福祉総合相談窓口の設置により、相談先が不明な方が相談をしやすい体制づくりが図られた。また、ひきこもり当事者や家族が相談につながる機会の確保及び支援体制の充実につながった。実態調査では、支援関係機関で把握しているひきこもりの実態について確認できた。また、ひきこもり支援団体への補助を継続し、地域における支援体制の充実を図った。	○ひきこもり状態にある人の把握や相談につながりにくいケースへの対応、家族を含めた継続的な支援体制の充実が課題となっている。
				① 福祉相談体制の充実と連携強化 ○子ども・家庭総合支援室や地域包括支援センターのあり方、基幹相談支援センター設置の検討などを行い、すべての世代や課題に対応できるような相談支援体制の構築を検討します。地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応し、包括的に福祉サービスを提供するため、健康福祉部内に設置したワーキンググループで引き続き検討します。	地域福祉課	市 社会福祉協議会 地域包括支援センター 関係機関	○重層的支援体制整備事業の本格実施は国の交付金の見直し等により一旦見送っているが、包括的支援体制の整備には引き続き取り組みを継続した。7年度は重層的支援会議を８回開催し、複雑化・複合化した課題を抱える方への支援について、横断的な支援体制の構築を図る取組を実施した。	○関係機関が連携して支援方針を共有することで、複雑化・複合化した課題を抱える方を早期に把握し、適切な支援につなげる包括的な支援体制の充実が図られた。	○本人同意が得られないケースについて、庁内関係部署と市社会福祉協議会のCSWによる情報共有・ケース検討の場を定期的に設け、支援の必要性や関わり方を協議しながら、継続的な見守りと適切な支援につなげる取組を進めており、関係機関が連携した継続的な支援体制の強化を図っている。なお、支援につながりにくいケースについての、早期把握と支援体制の充実について、引き続き課題であると考えている。
			（2）地域包括ケアシステムの推進	① 地域包括支援センターの体制強化 ○地域包括支援センターを中心に、地域ケアシステムの構築に取り組みます。また、各地域包括支援センターに生活支援コーディネーターを配置し、地域課題の把握とその解決に向けて地域との関係機関との調整を行いながら、地域におけるネットワークの構築や地域ケア会議の充実により、機能強化を図ります。	高齢者支援課	市 地域包括支援センター	○地域包括支援ネットワークを構築するため、日々の活動や地域ケア会議等を通じて地域包括支援センター、行政機関、民生委員や自治会長等で情報交換を行い、支援の必要な高齢者の見守りを実施した。 ○個別地域ケア会議を開催し個別課題の解決と地域課題の抽出。小地域ケア会議として地域ネットワークの構築や地域づくり、地域資源の開発。地域包括ネットワーク会議として小地域ケア会議の機能をより広域に展開。見守りネットワーク関係者の資質向上に向けた研修などを実施した。	○地域包括支援センター、行政機関、民生委員や自治会長等地域の関係機関の連携体制づくりが図られている。	○高齢化の進展に伴って増加するニーズや、年々増加している業務に適切に対応するために、地域包括支援センターの３職種がチームアプローチを行うとともに、市は地域包括支援センターの後方支援を行っていく。 ○地域の居場所づくりや生活支援・社会資源の構築、また、在宅医療・介護の連携、認知症の対応の強化など、高齢者が住み慣れた地域で、安心して自分らしい暮らしを続けることができるように、地域包括支援センターの機能強化を図っていく必要がある。

第4期酒田市地域福祉計画進捗状況

基本目標	施策 No.	推進施策	目標の実現に向けた 取り組み	具体的取り組み（計画記載）	所管課	関係課・機関	事業の実施状況	成果	課題
Ⅱ 誰もが安心して る、福祉が「つなが る」まち	4	地域で安心して 生活するための 支援	（2）地域包括ケアシ ステムの推進	① 地域包括支援センターの体制強化 ○地域包括支援センターに対する支援ニーズや業務の増加に対応 するために、高齢者数や業務量に応じた職員配置等も含めたあり 方を検討し、体制強化を図ります。	高齢者支援 課	市 地域包括支援 センター	○令和7年度に日常生活圏域をそれまでの10圏域から7圏域に 変更し、各圏域での高齢者人口の不均衡解消や持続可能な地域 包括支援センターの相談体制の確保を図った。	○各圏域内の地域包括支援センターに3職種（保健師等、社会福祉 士、主任介護支援専門員）が配置され、チームアプローチができる体制と なった。	○圏域を統合し再編された地域包括支援センター間で、活動や相談の 共有や連携体制の強化が必要。 ○チームアプローチの強化や、世代や属性を超えた相談や複雑・複合化し た課題、高齢化の進展で発生している様々なニーズへ対応していく。
				② 認知症施策の推進 ○本人・家族のニーズを把握し、認知症サポーターを中心とした支援 をつなぐ“チームオレンジ”創設に向けて、認知症サポーターが地域の 担い手として活躍できる仕組みづくりを検討します。また、認知症当 事者やその家族も担い手の一員として、社会参加を促進するよう 取り組みます。	高齢者支援 課	市 地域包括支援 センター 医療機関 関係機関 地域	○認知症サポーター養成講座を開催し、認知症の正しい知識や新し い認知症観の普及に努めた。 ○認知症の方や家族等が情報交換や悩み等を共有する場として、 気軽に参加できる市主催の認知症カフェを開催。 ○本人・家族のニーズと認知症サポーターを中心とした支援をつなぐ チームオレンジを令和6年度末に1か所創設。	○様々な世代へ認知症の正しい知識や新しい認知症観を普及した。 ○認知症カフェやチームオレンジの活動で、認知症の人や家族支援を行っ た。	○チームオレンジの活動が地域に拡大していくよう、身近な地域で認知症 の方や家族支援が実施できる体制整備をしていく。地域の担い手確保 は課題。
				② 認知症施策の推進 ○認知症疾患医療センターや認知症初期集中支援チームをはじめ とする各医療機関との連携を図り、地域における生活支援や家族 の介護負担軽減に向け、様々な支援策を包括的に取り組みます。	高齢者支援 課	市 地域包括支援 センター 医療機関 関係機関 地域	○認知症初期集中支援事業では、認知症に関わる複数の専門職 が認知症が疑われる人や認知症の人とその家族を訪問（アウトリー チ）し、認知症の専門医による鑑別診断等を踏まえて、観察・評価を 行い、本人や家族支援などの初期の支援を包括的・集中的に行い、 自立生活のサポートを行った。	○かかりつけ医や認知症の専門医療機関と連携し、認知症の人や家族 の支援につながっている。	○認知症が疑われるが医療につながっていない方に対し、専門職で構成 されるチーム員が訪問、受診につながるよう支援していく。 ○認知症への理解が深まり、またかかりつけ医を受診し医療につながる 方も増え、困難ケースを医療につなげるよう支援していく。
				② 認知症施策の推進 ○認知症高齢者等が安心して自宅で暮らせるように見守り体制を 構築するために、自治会民生委員・児童委員などの地域の関係 機関と連携を図ります。また、地域での見守り活動を推進するた め、広域的な見守り体制の構築に繋がるよう取り組みます	高齢者支援 課	市 地域包括支援 センター 医療機関 関係機関 地域	○認知症等により徘徊のおそれがある高齢者等の情報を事前に市に 登録し、酒田警察署・民生委員等と情報共有することで、実際に行 方不明となった場合、早期に発見して保護できる体制を構築し、高 齢者の安心安全の確保及び家族の支援を図った。 ○地域の関係機関と連携し見守り活動を推進するため、「見守りシ ール」も併用し、広域的な見守り体制の構築に繋がるよう取組んだ。	○関係機関の協力により、徘徊高齢者事前登録を利用し、在宅生活の 安心安全の確保と家族の支援につながっている。	○徘徊のおそれがある高齢者が増えており、徘徊高齢者事前登録を利 用しながら、在宅生活の安心安全の確保と家族の支援をしていく。 ○見守りシールを市民にも広く知ってもらい、地域での見守り活動を推進 していく必要がある。
				③ 医療と介護の連携 ○入退院支援や看取り、認知症、感染症等への対応について、日 本海ヘルスケアネット等の医療機関と連携し、会議や研修会を通 して、医療・介護が連携して住民への切れ目のない支援が継続して 提供されるプラットフォームづくりの計画策定を進めます。また、医療 圏域が同じ隣接自治体と相互連携を図ります。	高齢者支援 課	市 医療機関 関係機関	○在宅医療・介護連携推進事業として日本海総合病院に「在宅医 療・介護連携支援室ポنテ」を設置。在宅医療・介護連携に関する 課題の把握や医療・介護関係者へ研修等を行う事業を実施。切れ 目のない在宅医療と在宅介護の提供体制の構築に努め、関係機関 の連携体制としてTeamアプリの活用を図っている。	○切れ目のない在宅医療と在宅介護の提供体制の構築に努めた。	○地域医療連携推進法人日本海ヘルスケアネットとも連携し、医療・ 介護現場の状況や課題を把握し、現場の声を市の政策へ反映できるよ うな体制づくりを目指していく。
			（3）地域で子育てを 支援する環境づくり	① 子ども家庭総合支援拠点の整備 ○子どもの人権を守り、児童虐待の早期発見、子どもの置かれて いる状況を把握し適切に対応するための相談体制を強化するた め、設置された「子ども・家庭総合支援室」で、家庭での児童養育 に関する相談や、児童虐待の未然防止のための相談・支援に取り 組めます。	こども未来課	市 関係機関 地域	○R7年度も児童福祉と母子保健、発達支援が連携し、妊娠期から 児童虐待の予防に早期から予防できる体制づくりに努めた。	○児童福祉と母子保健、発達支援が連携し、妊娠期から児童虐待の 予防に早期から予防できる体制のもと実施した。	○こどもを取り巻く支援サービスが限られていることが課題
				① 子ども家庭総合支援拠点の整備 ○庁内外関係部署による多職種のチーム（組織）により、教育機 関や児童相談所等の関係機関との連携をより強化し、子どもと家 庭の総合相談支援体制の構築を図ります。	こども未来課	市 関係機関 地域	○学校教育課、健康課兼務の職員を配置し学校教育や母子保健 との連携をより強化した対応を継続した。	○学校教育課、健康課兼務の職員を配置し学校教育や母子保健との 連携をより強化した対応の中で相談・支援に取組めた。	○子育て世帯に寄り添った支援が行えるような体制づくり（途切れない 支援の在り方）を検討する必要がある。
				① 子ども家庭総合支援拠点の整備 ○「こども家庭庁」創設後、基本理念に基づいた支援体制の構築 を図ります。	こども未来課	市 関係機関 地域	○市広報やホームページでの周知は継続。令和7年度から電子母子 手帳「母子モ」を導入した。	○市広報やホームページでの周知の継続。令和7年度から電子母子手帳 「母子モ」を導入し、こどもや子育て世帯の相談窓口としての周知を図っ た。	○妊娠期から子育て世帯の相談窓口としての機能強化（庁内連携、 関係機関連携等）が課題。
				② 妊娠・出産・子育て期の相談体制の充実 ○子育て世代包括支援センター「ぎゅっと」において、保健師や助産 師、看護師等の専門職が、妊娠期から出産、子育て期へと切れ 目なく相談を行います。	こども未来課	市 医療機関 関係機関	○妊娠期から出産、子育て期へと切れ目なく電話や来所相談、家 庭訪問等の支援を継続。必要時は医療機関や関係機関と課題を 共有しながら相談や支援を継続。	○こども家庭センターに組織改編後も妊娠期から出産、子育て期への電 話や来所相談、家庭訪問等の実績は大きくかわらない。多種多様な相 談に対応した。	○相談内容が多種多様でかつ複雑化している。医療機関や関係機関 と連携をより強化し、協働で支援していかなければならない。
				② 妊娠・出産・子育て期の相談体制の充実 ○子育て世代包括支援センター「ぎゅっと」において、保健師や助産 師、看護師等の専門職が、妊娠期から出産、子育て期へと切れ 目なく相談を行います。	健康課	市 医療機関 関係機関	○こども家庭センターぎゅっとと連携し、新生児訪問等、妊娠期から出 産、子育て期の切れ目ない支援を実施している。	○情報を共有し、電話や来所相談、家庭訪問等の支援を実施している。	○今後も連携し対応していく。

第4期酒田市地域福祉計画進捗状況									
基本目標	施策 No.	推進施策	目標の実現に向けた 取り組み	具体的取り組み（計画記載）	所管課	関係課・機関	事業の実施状況	成果	課題
Ⅱ 誰もが安心して る、福祉が「つなが る」まち	4	地域で安心して 生活するための 支援	（3）地域で子育てを 支援する環境づくり	② 妊娠・出産・子育て期の相談体制の充実 ○庁内関係部署、子育て支援機関、医療機関等との連絡調整 及びネットワークの構築を行い、安心して子どもを産み育てられる環 境整備に向け、地域全体での支援に努めます。	こども未来課	市 医療機関 関係機関	○こども家庭センターぎゅっとが実施する産婦支援会議に出席してい る。それ以外でもぎゅっととこまめに連携をとり、支援につなげている。	○支援の必要なケースは関係機関や医療機関と連携し対応した。	○今後も連携し対応していく。
				② 妊娠・出産・子育て期の相談体制の充実 ○庁内関係部署、子育て支援機関、医療機関等との連絡調整 及びネットワークの構築を行い、安心して子どもを産み育てられる環 境整備に向け、地域全体での支援に努めます。	健康課	市 医療機関 関係機関	○こども家庭センターぎゅっとが実施する産婦支援会議に出席してい る。それ以外でもぎゅっととこまめに連携をとり、支援につなげている。	○支援の必要なケースは関係機関や医療機関と連携し対応した。	○今後も連携し対応していく。
	5	生活の困りごとを 抱える人への支 援	（1）生活困窮者の自 立支援	① 自立支援施策の推進 ○新型コロナウイルス感染症の影響による失業や収入減やその他 の様々な理由により生活困窮に陥った方に、相談から自立に至る までの切れ目ない支援を提供します。相談支援にあたっては、市社 会福祉協議会の生活自立支援センターさかたに相談支援員・就 労支援員などの職員を配置し、相談者が抱える課題や状況の的 確な把握に努め、関係機関と連携し、就労支援や住宅確保等包 括的な支援に取り組みます。	地域福祉課	市 社会福祉協議会 関係機関 地域	○生活困窮者からの相談に応じ、相談者が抱える課題や状況の把 握に努め、相談者と一緒に解決方法を検討、関係機関と連携しな がら相談支援を行った。	○生活困窮に至った原因を解決するための支援を行い、問題を解決す ることができた。	○少子高齢化の影響で今後も生活困窮者増えることが予想される。複 雑化する問題解決のために体制強化や関係機関との連携強化が必要 である。
				① 自立支援施策の推進 ○地域関係者等の見守り活動の中で課題を抱えた人を把握し、 速やかに相談機関へ繋ぐとともに、若者サポートステーションやハロー ワーク酒田等の就労支援機関と連携して、自立に向けた相談支援 を行います。	地域福祉課	市 社会福祉協議会 関係機関 地域	○関係機関からの情報提供や相談に対応し、アウトリーチを行うな ど、連携しながら複合的な課題を抱える世帯への支援を実施した。ま た、継続的な伴走支援を行うとともに、就労準備支援や就労相談、 家計改善支援、債務整理支援等につなげたほか、ハローワーク等の関 係機関と連携した就労支援、緊急的な生活資金や生活用品の支 援、住居確保給付金制度の活用支援を行い、生活困窮者の自立 に向けた支援に努めた。	○関係機関と連携しながら、複合的な課題を抱える世帯に対して、相談 支援や伴走支援、就労支援、家計改善支援、住居確保給付金の活用 支援などを実施し、生活困窮者の状況に応じた支援につなげることが できた。また、緊急的な生活支援を行うことで、生活の維持や自立に向けた支 援を実施することができた。	○生活困窮者支援のための関係者の連携は必須である。今後も適切 な支援ができるように幅広い知識の習得を図る必要がある。
				② 貧困連鎖の防止 ○教育機関、児童福祉機関、ひとり親支援機関、保育機関、母 子福祉団体、児童センター・子育て支援センター、要保護児童対 策地域協議会、保健所、障がい者相談支援機関、ハローワーク酒 田、就労支援事業所、若者サポートステーション、弁護士会、司法 書士会、行政、生活自立支援センターさかた等の関係機関が連携 しながら、子どもへの学習支援、生活相談、精神保健相談、多重 債務等の課題に対して重層的な支援を行い、連鎖を断ち切るよう 取り組みます。	地域福祉課	市 社会福祉協議会 関係機関 地域	○関係機関からの情報提供や相談に対応し、アウトリーチを行うな ど、連携しながら複合的な課題を抱える世帯への支援を実施した。ま た、継続的な伴走支援を行うとともに、就労準備支援や就労相談、 家計改善支援、債務整理支援等につなげたほか、ハローワーク等の関 係機関と連携した就労支援、緊急的な生活資金や生活用品の支 援、住居確保給付金制度の活用支援を行い、生活困窮者の自立 に向けた支援に努めた。	○関係機関と連携しながら、複合的な課題を抱える世帯に対して、相談 支援や伴走支援、就労支援、家計改善支援、住居確保給付金の活用 支援などを実施し、生活困窮者の状況に応じた支援につなげることが できた。また、緊急的な生活支援を行うことで、生活の維持や自立に向けた支 援を実施することができた。	○生活困窮の背景には、就労、家計、住まい、人間関係、健康など複 数の課題が複雑に絡み合っているケースが多く、支援が長期化する傾向 にある。また、支援を必要としても相談につながらない方や、継続的 な支援が必要な方への対応が課題となっている。
			（2）障がい者の自立 や社会参加の推進	① 障がい者の就労支援 ○ハローワーク、山形県、庄内障害者就業・生活支援センター「か でる」等の関係機関と連携し、事業主の理解を深め雇用につなげるこ とで、障がい者の多様な働き方への支援を行います。	地域福祉課	市 社会福祉協議会 関係機関	○障がい者の就労に関する相談内容に応じ、関連機関と連携し、適 切な相談先を紹介した。	○関係機関と連携し、障がい者の就労について、多様な選択肢を提供し た。	○就労のためには事業主からの理解が不可欠だが、雇用率が伸び悩ん でいる。
				① 障がい者の就労支援 ○障害福祉サービス事業所によるバザーの定期的な開催と、庁舎 1階のカフェ「えーる」の利用・販路の拡大、ふるさと納税返礼品へ の登録の呼びかけを行う等、市が積極的に協力して、障がい者就 労支援を図ります。	地域福祉課	市 福祉事業所 関係機関	○障害福祉サービス事業所によるバザーを年6回開催したほか、令和 7年度は障害者週間に合わせてまちの保健室（いろは蔵パーク）に てバザーと展示を行った。カフェ「えーる」の周知、ふるさと納税返礼品 への登録の呼びかけを行った。	○市役所内だけでなく外部でのバザー開催や周知により、障がいへの理解 を深め就労機会を拡大した。	○障がい者の就労機会の拡大や工賃上昇につなげるために新たな顧客 層の獲得が課題となっている。
				② 障がい者の社会参加への支援 ○障がい者が自立した生活及び社会参加を実現するために、創作 活動や生産活動の機会を提供し、社会との交流促進を図ります。 また、スポーツ・リクレーション活動や文化芸術活動（障がい者ア ート展など）への参加を支援します。	地域福祉課	市 福祉事業所 関係機関	○地域活動支援センターに補助を行い、創作活動や生産活動の機 会を提供した。 ○障がい者スポーツ大会、軽スポーツ大会を実施した。 （R7参加者計124名） ○障がい者アート展の開催を行った。	○障がい者の社会参加の機会提供を行った。	○参加者が高齢化している一方、若年層の参加が広がっていない。
				③ 地域生活支援拠点等の整備 ○障がい者の継続した地域生活を支援するため、障がい福祉の日 中サービス、短期入所、相談支援等の機能を集約した地域生活 拠点等の整備を検討します。	地域福祉課	市 社会福祉協議会関 係団体 地域	○障がい者の継続した地域生活を支援するため、日中サービス、短期 入所、相談支援等に係る事業所の登録を進め、地域生活支援拠点 の体制整備を図った。	○地域生活支援拠点登録事業所（令和7年度時点） ・相談支援事業所 5か所 ・短期入所事業所 4か所 ・グループホーム 1か所	○地域で生活する障がい者やその家族の緊急事態に対応を目的として いるが、7年度末現在の利用者登録件数が4件に留まっている。

第4期酒田市地域福祉計画進捗状況									
基本目標	施策 No.	推進施策	目標の実現に向けた 取り組み	具体的取り組み（計画記載）	所管課	関係課・機関	事業の実施状況	成果	課題
Ⅱ 誰もが安心で る、福祉が「つなが る」まち	5	生活の困りごとを 抱える人への支 援	(3) 特別な支援を必 要とする子どもをきめ細 やかに支える環境づくり	① 児童虐待への対応 ○児童虐待に対して速やかに（4 8 時間以内）対応するととも に、児童相談所と円滑に連携協働し、支援の一体性・連続性を 確保する体制を推進し、要保護児童への対策調整を図ります。	こども未来課	市 関係機関	○児童虐待に対して速やかに（48時間以内）に対応した。	○要保護児童対策地域協議会の調整機関として支援の一体性、連続 性を確保し児童相談所との円滑な連携、協同の体制を図ることができ た。	○子どもの養育に関する相談と児童虐待認定件数は、依然として多い 傾向にある。
				① 児童虐待への対応 ○ヤングケアラー（大人が担うと想定される家事や家族の世話を日 常的に行っている子ども）に関する知識の普及啓発を図ります。	こども未来課	市 関係機関	○市広報やホームページ等によるヤングケアラーの周知は継続して行っ た。 ○ヤングケアラー協会の代表理事を講師に招き講演会を実施した。 ○小学5年生から中学生3年生を対象に無記名でヤングケアラーのアン ケートを実施した。	○講演会を実施しヤングケアラーの理解と早期に対処する知識の理解を 深めた。 ○アンケートを実施し現状の把握に努めた。	○ヤングケアラー調査後、ケアラーの支援を行う体制構築が課題。
				② 障がい児への支援 ○障がいの重度化や多様化の状況に鑑み、児童発達支援セン ター酒田市はまなし学園による、地域支援（保育所等訪問支援、 相談支援）等の体制整備を図ります。放課後等デイサービスや短 期入所等の受け入れ体制の拡充に努めます。	こども未来課	市 関係機関	○R7年度も継続して相談支援事業所はまなしの相談支援専門員2 名を配置、相談体制の整備を行った。 ○放課後等デイサービスの受け入れ体制は待機児童はいないものの 調整が必要であった。また、障がい児短期入所事業所も不足していた ため、広域にわたって利用調整を行った。	○R7年度も継続して相談支援事業所はまなしの相談支援専門員2名を 配置、相談体制の整備を行った。 ○放課後等デイサービスの受け入れ体制は待機児童はいないものの、定 員の関係で調整が必要であった。また、障がい児短期入所事業所の利用 は調整のうえ複数の施設を利用した。	○放課後等デイサービス、障がい児短期支援事業所ともに利用希望が 多いことから、希望の施設を利用することができずに、保護者のニーズに添 えないことがある。
				② 障がい児への支援 ○医療的ケア児が、地域において包括的な支援サービスを受けられ るよう、保健・医療・福祉等の関係機関が連携するとともに、福祉 サービス等受け入れ体制の拡充に向けて、課題と対応策を検討し ます。	こども未来課	市 福祉事業所 関係機関	○R7年度も市主催で医療的ケア児連絡会を開催しており、医療機 関、放課後等デイサービス事業所、相談支援事業所、教育機関、行 政との情報交換の場を設けた。	○連絡会において関係機関との協議を行い、実情の把握を行った。	○児童から成人への移行の際にどういったサービスにつなげるかが課題で ある。また、医療的ケア児・者の通所・入所施設が庄内地区にないことか らニーズに沿った支援の提供が困難なことがある。
				③ 子どもの貧困対策と支援 ○教育や生活の支援、保護者の就労支援、経済的支援に関し て、学校、保育所等、市や児童相談所等の各相談機関、子育て 支援に取り組んでいるN P O や子育て応援団、子ども食堂の実施 団体等、地域のさまざまな関係機関が連携し、貧困問題を抱える 家庭の早期発見と、見守り・支援対策を推進します。	こども未来課	市 福祉事業所 関係機関	○貧困の状態にある割合が高いとされるひとり親家庭等に対し、国が 掲げる「子育て・生活支援」「就業支援」「養育費確保等支援」「経 済的支援」の4 本柱に基づき、ハローワーク等と連携し、補助金や給 付金等による支援や法律相談等の事業を実施した。	○補助金や給付金等による支援や法律相談の実施等を通じて、ひとり親 家庭等の自立を促進し、こどもの貧困対策に寄与した。	○ひとり親家庭等の自立（保護者の就業）に向けて、関係機関と連 携した保護者の意識変容は課題。 ○ひとり親家庭等の自立（保護者の就業）まで見据えた自立支援プ ログラムを策定できる体制構築が課題。
				③ 子どもの貧困対策と支援 ○教育や生活の支援、保護者の就労支援、経済的支援に関し て、学校、保育所等、市や児童相談所等の各相談機関、子育て 支援に取り組んでいるN P O や子育て応援団、子ども食堂の実施 団体等、地域のさまざまな関係機関が連携し、貧困問題を抱える 家庭の早期発見と、見守り・支援対策を推進します。	共生社会課	市 社会福祉協議会 福祉事業所 関係機関	○令和8年4月より、市内小学校21校の女子トイレで、生理用品の 専用ボックスの設置を開始した。 ○令和7年度より、市内の公共施設（市役所1階、交流ひろば、ミラ イニ、希望ホール）でも専用ボックスの設置を開始している。 ○関係課窓口での生理用品の配布も継続して実施している。	○令和6年9月から専用ボックスの設置を開始している中学校には、令和 7年度の1年間で、224パック（6,272枚）を配布済（保健室での配布分 も含む）。 ○関係課窓口での配布及び公共施設トイレへの設置分については、令和 7年度の1年間で、715パック（20,020枚）を配布済。	○本市の財政状況を勘案しつつ、関係課窓口や公共施設・小中学校 等の各箇所での使用実績に基づき、次年度の予算要求額を適切に算 定する必要がある。
				③ 子どもの貧困対策と支援 ○学校と福祉関連機関が連携し、総合的な教育支援を推進する とともに、教育の機会均等を保障するため、教育費負担の軽減を 図ります。生活支援として、貧困の状況にある子どもが社会的孤立 に陥ることのないよう、相談事業の充実を図ります。	学校教育課	市 社会福祉協議会 福祉事業所 関係機関	○令和 8 年 4 月から就学援助の認定要件を、①これまでの認定収 入基準以内の保護者に、②児童扶養手当全額受給世帯、③住民 税非課税世帯を加え、見直しを行った。 ○また、生活支援として、スクールソーシャルワーカーが、①学校用フード バンクの活用、②各種居場所の活用をしつつ、各種相談窓口へつな げ支援の連携を行った。	○就学援助制度の拡充を図り、申請者にとってもわかりやすい制度に整 えた。 ○学校用フードバンク、居場所を活用することで子どもの安定化を図りつ つ、学びの下支えを行えた。	○改正した就学援助制度の効果検証 ○予防的連携支援の継続
				③ 子どもの貧困対策と支援 ○学校と福祉関連機関が連携し、総合的な教育支援を推進する とともに、教育の機会均等を保障するため、教育費負担の軽減を 図ります。生活支援として、貧困の状況にある子どもが社会的孤立 に陥ることのないよう、相談事業の充実を図ります。	こども未来課	市 社会福祉協議会 福祉事業所 関係機関	○ひとり親家庭及び低所得の子育て世帯を対象に、無料の学習支 援教室を開催するとともに、大学等の受験料を支援した。	○学習支援や大学受験料等に対する補助によって、貧困による進学機 会や学習意欲への影響を留めるとともに、学習支援教室の場を通じてこ どもの社会的孤立解消にも寄与した。	○低所得の子育て世帯（ふたり親家庭）に対する支援制度の周知が 課題。

第4期酒田市地域福祉計画進捗状況									
基本目標	施策No.	推進施策	目標の実現に向けた取り組み	具体的取り組み（計画記載）	所管課	関係課・機関	事業の実施状況	成果	課題
Ⅱ 誰もが安心して暮る、福祉が「つながる」まち	5	生活の困りごとを抱える人への支援	(3) 特別な支援を必要とする子どもをきめ細やかに支える環境づくり	④ ひとり親家庭の自立支援 ○ひとり親家庭等の児童の健全育成を図るため、子どもの養育や生活の悩みなどの相談に適切に対応し、教育機関等と連携し家庭の現状を把握しながら、きめ細かな福祉サービスを展開するとともに、就労による自立の支援に主眼を置いた子育て支援や生活支援、就労支援、養育費の確保及び経済的支援等を総合的に推進します。	こども未来課	市関係機関	○貧困の状態にある割合が高いとされるひとり親家庭等に対し、国が掲げる「子育て・生活支援」「就業支援」「養育費確保等支援」「経済的支援」の4本柱に基づき、ハローワーク等と連携し、補助金や給付金等による支援や法律相談等の事業を実施した。（再掲）	○補助金や給付金等による支援や法律相談の実施等を通じて、ひとり親家庭等の自立を促進し、こどもの貧困対策に寄与した。（再掲）	○ひとり親家庭等の自立（保護者の就業）に向けて、関係機関と連携した保護者の意識変容は課題。 ○ひとり親家庭等の自立（保護者の就業）まで見据えた自立支援プログラムを策定できる体制構築が課題。（再掲）
				④ ひとり親家庭の自立支援 ○ひとり親家庭等が精神的に孤立しないように、自立に向けて互いに支え合う団体活動を積極的に支援します。	こども未来課	市関係機関	○ひとり親家庭福祉団体である酒田市母子福祉ねむの木会に対して、運営費を支援した。	○ひとり親家庭福祉団体である酒田市母子福祉ねむの木会の活動促進を図り、ひとり親家庭福祉の向上に寄与した。	○経常的な運営費に対する補助制度による支援であり成果がわかりづらい。
Ⅲ ひと・こころを育て、未来に「つながる」まち	8	福祉の心を育むまちづくり	(1) 心のバリアフリーの推進	① 共生社会への対応（差別解消、合理的配慮） ○SDGs（持続可能な開発目標）や、「酒田市障がいのある人もない人も共に生きるまちづくり条例」の理念に基づき、「障がいを理由とした差別の禁止」や「障がいの特性に応じた配慮」など、心のバリアフリーを推進します。また、障がい及び障がい者への理解を広げる活動について、市広報やホームページによる広報、出前講座や市民向けの研修会などを実施します。	地域福祉課	市関係機関 地域	○市広報、市ホームページによる広報、出前講座を通年実施し周知を図った。 ○小中学校において、障がい当事者を講師として招き、講話や体験型の交流事業を実施した。 ○障がい者団体との意見交換を通して、課題を把握し対応に努め、そのような中から、遠隔手話通訳サービス導入に繋がった。 ○心のバリアフリー加盟店の周知として、事業者にチラシ配布と訪問を行い理解を広げた。	○児童・生徒が障がい当事者から直接話を聞くことで、「自分にできる配慮」などを考える機会を提供し、意識のバリアフリー化に寄与した。 ○遠隔手話通訳サービスの準備を進めたことで、聴覚障がい者が円滑にコミュニケーションし、手続きや相談ができるよう環境の整備に努めた。	○心のバリアフリー加盟店の取り組みについて、市民や障がいのある方に十分周知が届いておらず、新規の登録店舗が伸び悩んでいる。
				① 共生社会への対応（差別解消、合理的配慮） ○より多くの市民から、幅広く認知症やその対応について理解を深めてもらうため、地域や障がい者支援機関の協力を得て講演会等を実施し、認知症高齢者等にやさしい地域づくりに地域全体で取り組みます。	高齢者支援課	市関係機関 地域	○認知症サポーター養成講座を企業、学校、PTA等の協力を得て開催し、認知症を正しく理解し、認知症の方やその家族を見守り、支援するサポーターを養成。認知症やその対応について理解を深めてもらい、認知症高齢者等にやさしい地域づくりに取り組んだ。	○様々な世代・属性の方へ認知症の正しい知識や新しい認知症観を普及した。	○認知症サポーター養成講座や講演会等を通じて、継続的に認知症高齢者等にやさしい地域づくりの普及を進めていく。
			(2) 福祉意識の醸成と福祉教育の推進	① 企業等の社会貢献 ○企業や団体等のボランティア活動を推進するとともに、地域と連携し、企業が提供できる活動と地域が求めるニーズの橋渡しができる仕組みを検討します。	共生社会課	市社会福祉協議会 企業等 社会福祉法人 関係機関 地域	○ボランティアに関する企業等からの相談に対応した。	○相談があった場合、相談内容を聞き取り適切な情報を提供した。	○企業等による主体的かつ積極的な関与を促進するためには、地域のニーズを効果的に発信する仕組みの構築が不可欠であり、そのための情報提供内容や方法の精査が求められる。
				① 企業等の社会貢献 ○「ボラポートさかた」では、企業を含む様々な方からのボランティア・公益活動に関する相談を受け、活動をコーディネートし、あわせてCSR活動などの取り組みを支援します。	共生社会課	市社会福祉協議会 企業等 社会福祉法人 関係機関 地域	○子ども食堂への寄付・食材提供、社員のボランティア活動等、企業等からの相談を受けるとともに情報提供を行った。	○活動の様子を速やかにホームページに掲載し、相談窓口の一つとしての認知度を広げることができた。	○企業による社会貢献活動の窓口はボラポートさかただけの対応に止まらず、市の全庁的な部署において対応していることから、市全体の対応状況等を評価する必要がある。
				① 企業等の社会貢献 ○社会福祉法人が自主的に実施する「地域における公益的な取組」を市民に周知し、法人の取り組みを促す環境を充実します。また、法人間の連携・協働した取り組みの実施を市社会福祉協議会と協力して推進します。	共生社会課（社会福祉協議会）	市社会福祉協議会 企業等 社会福祉法人 関係機関 地域	○連絡会議事務局として社会福祉協議会が取りまとめている「ふくし共有出前講座」と連携して令和7年度は7法人24講座実施した。	○出前講座の実施により社会福祉法人をより身近に感じてもらうことができた。	○出前講座の実施法人に偏りが生じている。
				② 学校等と連携した取り組みの充実 ○学校との連携による福祉ボランティア活動や、大学生と地域による調査研究活動を通した福祉活動の取り組みを推進し、福祉ボランティア活動や福祉活動の取り組みを通じて、生徒や学生の福祉への意識を醸成します。	共生社会課（社会福祉協議会）	市社会福祉協議会 関係機関 地域	○ボラポートさかたによる夏のボランティア体験の実施により、学生が福祉活動に取り組む機会を提供した。 ※福祉の担い手育成事業を社会福祉協議会で受託し、令和7年度は高齢者疑似体験7校(小学校)、障がい者交流体験1校(中学校)実施した。	○夏のボランティア体験の実施により、多くの参加者が福祉活動等を体験した。 ※福祉の担い手育成事業は、高齢者や障がい者への理解促進を深めることができた。	○体験活動プログラムの増加により、調整に時間を要することになった。 ○学習の狙いに応じてプログラムの修正を行うため、個別対応の負担が大きいの。

第4期酒田市地域福祉計画進捗状況

基本目標	施策 No.	推進施策	目標の実現に向けた 取り組み	具体的取り組み（計画記載）	所管課	関係課・機関	事業の実施状況	成果	課題
Ⅲ ひと・こころを育て、未来に「つながる」まち	8	福祉の心を育むまちづくり	（2）福祉意識の醸成と福祉教育の推進	③ 出前講座、体験学習の実施 ○市社会福祉協議会が他の社会福祉法人と実施する「ふくし出前講座・ふくし共育（ともいく）出前講座」や、ボランティア団体等が実施する活動などへの参加体験を通して、地域住民や児童・生徒の福祉への理解や関心を高め、福祉の心を育むことができるよう支援します。	地域福祉課	社会福祉協議会 社会福祉法人 関係機関 地域	○市社協を含む市内社会福祉法人連絡会議が連携して「ふくし出前講座・ふくし共育（ともいく）出前講座」に取り組んだ。依頼の偏りが生じていたことから、各法人に対し出前講座の実施に関する意見や連絡会議への意向を聴取するアンケート調査を実施し、今後の連携継続を確認した。また、市社協職員が福祉教育推進員研修に参加し、福祉教育に資する知識・技能の向上を図った。	○ふくし出前講座・ふくし共育出前講座の実施法人数・講座数は、令和7年度には7法人・24講座を実施、地域住民へのより広い普及につながった。また、令和6年度には全国社会福祉大会「全社協会長表彰」においてふくし出前講座・ふくし共育出前講座の実践が認められ、酒田市社協が優良表彰を受賞した。	○中間評価時点では依頼元・依頼先に偏りがみられる状況が指摘されており、アンケート調査による実態把握と意向確認を行ったものの、講座の周知方法や活用の広がりについては引き続き改善が求められる。
	9	地域力向上にむけた人材育成	（1）地域福祉を支える担い手の発掘、確保、育成	① 地域福祉のリーダー育成 ○地域計画（地域ビジョン）策定、地域支え合い活動等の、住民主体のワークショップや地域づくりの実践を通して、地域福祉の活動の担い手の発掘に努めます。	地域福祉課	市 社会福祉協議会 地域包括支援センター 地域	○引き続き、地域計画（ビジョン）の策定及び推進に参画し、地域住民との対話を通じて地域課題やニーズの把握に努めた。 ○ワークショップを通じて住民主体の生活支援組織「八幡おたすけ隊」が発足し、チケット制による買い物支援活動が開始されるなど、地域課題の解決に向けた具体的な取組につながった。	○地域住民同士が地域課題や地域資源について話し合うことで、地域への関心や当事者意識が高まり、住民主体による地域づくりや支え合い活動の推進につながった。 ○ワークショップでの話し合いをきっかけに「八幡おたすけ隊」が発足し、チケット制による買い物支援が開始されるなど、住民自らが地域課題の解決に取り組む具体的な活動へと発展した。	○他の地域においても、住民自らが主体となって地域課題の解決に取り組む必要性については認識されているものの、話し合いの場の開催や具体的な活動の立ち上げに至っていない地域も多い。また、地域で話し合われた内容を実際の活動や課題解決につなげるとともに、その取組を継続的な実践へと発展させていくことが課題となっている。
				① 地域福祉のリーダー育成 ○地区行事への参加機会の少ない成年層地区住民に、行事での役割を与えることで参加・協力を促し、地域の中で活動する達成感を味わうことで（自己実現）、その後の地域活動への参加を継続し、地区リーダーへの成長につなげます。	まちづくり推進課	市 社会福祉協議会 地域包括支援センター 地域	○地域計画（地域ビジョン）の策定など地域づくりのための話し合いの場に市職員などが参加・協力し、地域づくりの実践に地域住民と協働して取り組んだ。	○新たな地域計画の策定への取り組みや、すでに策定完成した地域が計画の実行に移行することで地域住民の参加の機会をつくることができた。	○引き続き、地区リーダーへの成長を期待する。
				① 地域福祉のリーダー育成 ○研修の充実や地域ケア会議などを通して地域包括支援センター等の関係機関と一層の連携が図られるようにし、民生委員・児童委員の活動を支援します。	地域福祉課	市 社会福祉協議会 地域包括支援センター 地域	○民生委員・児童委員が活動しやすい環境づくりに努めるとともに、研修会の開催や活動費助成を通じて活動を支援した。 ○年間活動日数は令和4年度の36,186日から令和7年度の39,916日へ増加。調査活動以外でも委員の自主活動や地域活動、民児協での研修活動などが活発な状況となった。 ○地区担当職員（コミュニティソーシャルワーカー）が地域ケア会議や民生委員・児童委員協議会の定例会等に継続的に参加し、地域課題や支援が必要な世帯に関する情報共有を行うなど、地域包括支援センター及び民生委員との連携強化に取り組んだ。	○地域包括支援センターや関係機関との連携を通じて、民生委員・児童委員が地域課題の把握や支援のつなぎ役として活動する機会が確保され、地域福祉を支える担い手としての活動の充実につながった。	○就労人口の高齢化等様々な要因により民生委員・児童委員の担い手不足は引き続き大きな課題であり、また、就労している委員の増加や地域課題の複雑化により、委員の負担増となる懸念材料は多く、新たな担い手の確保や活動しやすい環境づくりが課題となっている。
				② 東北公益文科大学との連携（社会福祉士・コーディネーター養成） ○市社会福祉協議会や社会福祉法人等による実習生受け入れを継続し、東北公益文科大学と連携して後進の育成に努めます。	地域福祉課	市 社会福祉協議会 社会福祉法人 関係機関 地域	○引き続き、社会福祉士養成課程における実習生の受入れに継続して協力し、実践的な学びの機会を提供することで、福祉人材の育成及び次世代の地域福祉を担う人材の養成に努めた。 ○また、インターンシップ受入を積極的に行うとともに、東北公益文科大学の社会福祉士養成課程に市社協職員が講義（権利擁護と成年後見）を担当するなど、将来の福祉人材の育成に努めた。	○地元での実習を行うことで、学生が地域の課題を自分事として捉え、そのまま地元での就職・定着につなげることができた。また、地域のリアルなつながりや課題を肌で学び、就職後すぐに地域福祉の現場で活躍できる人材育成に協力できた。	○実習生の受入れによる人材育成に加え、将来的な地域福祉の担い手確保につなげるため、実習生の地元定着や市内福祉分野への就職促進が課題である。
				② 東北公益文科大学との連携（社会福祉士・コーディネーター養成） ○学生が地域の福祉活動に参加できるよう、東北公益文科大学地域共創センター等と協力し、地域に働きかけを行います。	地域福祉課	市 社会福祉協議会 社会福祉法人 関係機関 地域	○引き続き、社会福祉士養成課程における実習生の受入れに継続して協力し、住民訪問への同行や通いの場への参加、地域住民や関係機関とのケース会議への同席など、地域との関わりを通じた実践的な学びの機会を提供することで、福祉人材の育成及び次世代の地域福祉を担う人材の養成に努めた。	○地域の実情や住民との関わりを体験することで、福祉人材の育成及び次世代の地域福祉を担う人材の養成につながった。また、実習を通じて、学生と地域住民・関係機関との交流機会が生まれ、地域福祉への理解促進につながった。	○限られた実習期間の中で、地域福祉の多様な実践や地域課題を十分に学ぶ機会の確保が課題である。また、実習後の地域への定着や市内福祉分野への就職につながっているか把握が難しい。
				② 東北公益文科大学との連携（社会福祉士・コーディネーター養成） ○東北公益文科大学と連携し、地域住民の主体的な地域活動が広がるように、地域住民が地域の課題等に自ら気付く機会となる対話の場づくりや、地域活動の実践をコーディネートする人材（地域共創コーディネーター）の養成に努めます。	地域福祉課	市 社会福祉協議会 社会福祉法人 関係機関 地域	○東北公益文科大学で開講している地域共創コーディネーター養成講座と一体的に企画されている「ボランティアコーディネーションカ3級検定」研修を引き続き開催している。 ○市では、地域共創コーディネーターからなる市民参加推進委員会を組織し、各課で開催するワークショップの運営を支援している。	○引き続き、東北公益文科大学と連携し、地域住民が地域の課題等に自ら気付く機会となる対話の場づくりや、地域活動の実践をコーディネートする人材の養成に努める。 ○市民参加推進委員会では、ワークショップの運営支援を通して、市民参加の促進を図ることができた。	○地域共創コーディネーター養成講座、ボランティアコーディネーションカ3級検定については、長く実施しているため、受講者の掘り起こしを進めていく必要がある。
			（2）子どもたちの福祉への意識を高めるための環境づくり	① 地域活動への参加の促進 ○コミュニティ振興会や自治会などの地域団体が主催する地区行事の実施に、子どもたちからも協力してもらうことで、子どもたちが地域に関わり、自分たちが暮らす地域についての理解を深めてもらうよう働きかけます。	社会教育課	地域	○自治会、民生委員、ボランティア団体等との面談機会を設けた	○地域の状況把握に努めたことで、コミュニティ振興会等との情報共有が進んだ。	○地域課題の把握から、その後の解決への道筋がなかなか見えない。

第4期酒田市地域福祉計画進捗状況									
基本目標	施策No.	推進施策	目標の実現に向けた取り組み	具体的取り組み（計画記載）	所管課	関係課・機関	事業の実施状況	成果	課題
Ⅲ ひと・こころを育て、未来に「つながる」まち	9	地域力向上にむけた人材育成	（２）子どもたちの福祉への意識を高めるための環境づくり	② 福祉活動体験、学習機会の提供 ○ボランティア体験や福祉事業所等での見学、介護体験等を通じて、支援を必要とする人と接する機会を設け、支援の重要性について理解を深め、支援に関わろうとする意識を醸成します。	共生社会課	市社会福祉協議会福祉事業所地域	○地域活動やサロン、居場所等への参加を調整した	○多くの参加者が福祉活動等を体験した。	○夏のボランティア体験の実施にかかる事務負担量が多いため、効率的な運営を考える必要がある。
				② 福祉活動体験、学習機会の提供 ○福祉を体験する事業を継続し、高齢者や障がい者に対する理解を深め、偏見などを持たずに思いやりを持って一人ひとりに寄り添うことのできる人材の育成に努めます。	共生社会課	市社会福祉協議会福祉事業所地域	○関係機関とのケース会議や連絡調整に同席させた	○夏のボランティア体験の実施により、多くの参加者が福祉活動等を体験した。 ※福祉の担い手育成事業は、現在の福祉教育の視点(地域共生社会)を踏まえたプログラムに修正した。	○体験活動プログラムの増加により、調整に時間を要することになった。 ○学習の狙いに応じてプログラムの修正を行うため、個別対応の負担が大きい。
	10	健康づくりの推進	（１）健康寿命の延伸	① 食生活や生活習慣の改善 ○地域の特色ある食材を使った食育をすすめるとともに、食生活改善推進協議会の協力により、地域で栄養・食生活に関する情報提供を行います。	健康課	市関係機関地域	○食生活改善推進員と協働でレシピの試作や各地域での栄養教室を実施している。郷土・伝統料理教室は、地域のニーズにあわせ、また、推進員のそれぞれの特性を生かし地域で事業を実施している。	○「健康さかた21計画」の推進に向けた推進員による普及活動は増加している。	○今後も連携し対応していく。
				① 食生活や生活習慣の改善 ○特定健診や特定保健指導において、個人に合わせた情報提供を行い、生活習慣病予防、改善の支援を行います。	健康課	市関係機関地域	○特定健診結果送付時に情報提供を行っている。特定保健指導において生活習慣病予防、改善の支援を行った。	○特定保健指導の実施により生活習慣の改善につながっている人もいる。改善まではできなくても意識付けにはなっている。	○特定保健指導は特に40代、50代の若い世代の指診率が低い。
				② 各種健康教室の取り組み ○自らの健康について、より高い意識を持ってもらうよう、地域で実施する各種健康教室や介護予防講座等の開催を支援します。	健康課	市地域	○糖尿病高血圧予防教室を行い、生活習慣や運動、食事について指導、支援を行った。 ○地域で実施する健康教室や出前講座でも、健康についての知識の普及啓発を実施した。	○糖尿病高血圧予防教室では、教室前後で検査比較しているがほとんどの人が改善している。 ○地域での教室や出前講座等で広く知識の普及ができた。	○今後も継続し実施していく。
				③ 歯と口腔の健康づくりの推進 ○妊娠期から高齢者までの各ライフステージや、きめ細やかなケアが必要な障がい児等、状況に合わせた歯や歯周病の健診等の助成を行い、定期健診につながるよう支援を行います。	健康課	市地域	○妊産婦・パートナー歯科健診、歯周病検診、障がい児(者)の歯と口腔の健康づくりの対象者に助成券（受診票）の発行を継続し、受診勧奨も行った。また、令和7年度より歯周病検診の対象者を20歳、30歳も拡充したことに伴い、若年者健診時歯周疾患検診を廃止した。歯周病の早期発見・治療につなげるだけでなく、定期健診のきっかけを創出した。	○妊娠前から継続した歯科事業の取り組みにより、各ライフステージにおいて生涯を通した普及啓発が行えた。	○今後も関係機関、酒田地区歯科医師会と連携しながら事業を継続していく。 ○歯周病検診に20歳、30歳を追加に伴い、パートナー歯科健診の方向性について検討していく。 ○これまで酒田地区歯科医師会に委託し、飛鳥地区の住民健診同日に歯科検診を実施していたが、天候等により実施困難な場合もあった。
				③ 歯と口腔の健康づくりの推進 ○市民向けの予防歯科教育の実施により、セルフケアの向上を図り、生活習慣病の予防に繋がります。	健康課	市地域	○高校生への口腔ケア向上啓発事業として、市内高校2年生へセルフケアと定期受診等に関する啓発リーフレットと歯科グッズを配布を継続した。また、希望する市内高校を対象に口腔ケア講座を実施した。 年2回市広報に歯科保健に関する内容の掲載、歯科衛生士による歯科健康教育の実施等を通し、市民に歯や口腔の健康管理の大切さを周知し、生活習慣病の予防に繋がった。	○高校生のアンケート結果より「高校2年生の歯科医院定期受診の割合」「高校3年生の1年間に於いて歯科医院の受診者の割合」も増加傾向にある。啓発により行動変容につながった生徒もいる。セルフケアと定期受診についての意識向上が図られている。	○高校生への口腔ケア向上啓発事業は、令和7年度をもって花王カスターマーケティング（株）との連携が終了となった。酒田地区歯科医師会や各高校と相談し、歯科グッズの配布は行わず、啓発リーフレットの配布を継続していく。口腔ケア講座についても、酒田地区歯科医師会と市が連携し実施していく。
				③ 歯と口腔の健康づくりの推進 ○各乳幼児健診で乳幼児のむし歯予防の指導を行い、子どものこころからの予防歯科環境づくり支援を行います。	健康課	市地域	○各乳幼児健診でむし歯予防に関する集団指導を実施し、定期健診や生涯にわたる予防歯科に関する意識向上を図った。また、妊産婦・パートナー歯科健診の助成により、生まれてくる子どもの健康のために親自身の生活習慣の見直しやセルフケアの向上等を図ることで、子どもの歯と口腔の健康づくりに繋がる環境づくりへの支援も行った。	○今後も関係機関、酒田地区歯科医師会と連携しながら支援を継続し、予防歯科環境づくり支援を行っていく。 ○2歳児歯科健診では年々受診率が増加しており、歯科に関する意識の向上が図られている。	○今後も継続し実施していく。
			（２）こころの健康づくりの推進	① 自殺やうつ病予防の知識の普及・啓発 ○本市の自殺死亡率が、全国や山形県と比べ高い状況にあることを踏まえ、「自殺対策＝生きることの包括的支援」との認識を持って、各相談支援機関や医療機関等と連携を取りながら、自殺対策を進めます。	健康課	市関係機関地域	○こころの健康相談に加え、依存症に関するこころの健康相談を拡充し個別相談を実施した。また、相談窓口担当者会議や支援者研修を開催した。	○医療機関や支援関係機関と情報共有・連携のもと相談体制の充実を行った。	○介護や就労問題、発達課題や人間関係による困りごとを契機にこころの健康相談を利用する人もおり、関係機関との一層の連携を図る必要がある。
				① 自殺やうつ病予防の知識の普及・啓発 ○市民が自殺対策を自分のことと理解し、自らも取り組みに参加してもらうよう、こころのサポーター養成講座を、一般市民の他、市民に関わる様々な分野の方を対象に行います。	健康課	市関係機関地域	○市民がこころの健康について関心をもち、自殺対策をより身近な問題とらえられるよう、健康講演会や出前講座等で普及啓発を行った。また市民および地域のリーダーを対象にしたこころのサポーター養成講座を開催し自殺対策を支える人材育成をした。	○市民健康講演会はこころの健康課題に応じた内容や対象に対して実施した。 ○こころのサポーター養成研修は1,113人に市の自殺の実態理解や身近な人への声かけに関する研修を行った。	○多くの市民から関心を持っていただくための検討を継続していく必要がある。

第4期酒田市地域福祉計画進捗状況

基本目標	施策No.	推進施策	目標の実現に向けた取り組み	具体的取り組み（計画記載）	所管課	関係課・機関	事業の実施状況	成果	課題
Ⅲ ひと・こころを育て、未来に「つながる」まち	10	健康づくりの推進	(3) 高齢者の自立支援・介護予防の推進	① 高齢者の自立支援・介護予防の推進 ○生活習慣病等の重症化予防と生活機能低下を防止する取り組みを、地域や介護予防支援機関と一体的に実施することにより、高齢者が自立した生活を送れるようにするとともに、健康寿命の延伸、ＱＯＬの維持向上を図ります。	健康課	市 関係機関 地域	○生活習慣病等の予防及び早期発見をし早期治療に繋げるため、後期高齢者（75歳以上）の健康検査を実施した。（山形県後期高齢者医療広域連合の委託）	○健康診査を実施することで健康寿命の延伸、生活の質の低下を防ぎ、生活習慣病予防の支援ができた。	○今後も連携し対応していく。
				② 保健事業と介護予防の一体化事業の推進 ○保健事業と介護予防事業を一体的に実施するため、健康福祉部関係課で協議します。	健康課	市	○高齢者支援課、国保年金課と連携し実施している。令和7年度より7圏域（全圏域）で実施しており、健康課題についてポピュレーションアプローチで広く指導を行い、ハイリスク高齢者については訪問し、個別に指導した。	○ハイリスクアプローチでは、これまで地域包括支援センターで関りのなかった人への介入ができ、地域包括支援センターへ情報提供する等の連携ができた。	○今後も連携し対応していく。